

福岡市美術館 レガシーピアノ利用規定

1. 施設利用方法とピアノの利用場所について

施設利用については、福岡市美術館施設利用申請マニュアルに準じ、別紙のレガシーピアノ利用申請・調律依頼書を提出してください。

またピアノを利用できる場所は「ミュージアムホール」内とします。

2. 利用時間

レガシーピアノを使用できる時間は福岡市美術館施設利用時間内とし、この中に設営準備・撤収・調律時間も含まれます。(最大午前9時30分から午後9時まで)

前日調律を希望される場合はご相談ください。

3. 使用料金

1時間2,200円。施設利用と同じ時間となります。

※施設使用料が減免となる場合も、レガシーピアノ使用料は減免対象外です。

※調律料は別途必要となります。

※レガシーピアノ使用料金は、本ピアノ管理者の(株)西日本新聞イベントサービスに事前にお支払いいただきます。指定された期限内でのお支払いをお願いいたします。

※原則として、一度納められた使用料は還付できません。但し、①天災など、明らかに利用者側に責任がないと認められる場合(全額)、②利用日の10日前までに利用取止め届を提出した場合(全額)、

③利用日の5日前までに利用取止め届を提出した場合(5割)の使用料については、還付します。

4. ピアノ調律について

レガシーピアノ使用にあたっては当館の指定調律師により調律を行い、管理基準を厳守していただきます。調律申し込みに関する詳細は、利用予約確定後に、利用規約とともにお知らせいたします。

○ピアノ調律料金 スタインウェイ D型 #380210

①調律のみ ¥27,500(税込)

②調律+リハーサル立ち会い(再調律含む) ¥38,500(税込)

③調律+リハーサル立ち会い+本番立ち会い(再調律含む) ¥44,000(税込)

○指定調律師一覧 (50音順/2023年10月現在)

成川国洋 (ヤマハミュージッククリテイリング)

古屋嘉彦 (ヤマハミュージッククリテイリング)

宮崎昭徳 (みやざきピアノ調律所)

村上裕之 (ヤマハミュージッククリテイリング)

○管理基準

基本ピッチは441-442Hzとし、大幅に変更する場合は再調律をお願いする場合があります。音律は12音平均律で演奏者の特別な指定がある場合は事前にご相談ください。ピアノの使用後は原状復帰を原則とします。

また調律師には終了後に完了報告台帳への記入をお願いします。

調律料は当日利用者から調律師へ直接お支払いください。

5. その他注意事項

・ステージ上のピアノ移動は原則として当館スタッフまたは調律師にて行います。

・内部奏法や弦に直接触れるなどの行為は固くお断りします。

・レガシーピアノに遺されているサイン等に触れないでください。

また損傷等を与えることがないように十分ご注意願います。

6. 福岡市美術館施設に関するお問い合わせ先

福岡市美術館 広報運営グループ「施設利用申請係」

〒810-0051 福岡市中央区大濠公園1-6 TEL.092-714-6051(代表)

※休館日を除く、午前9時～午後6時

E-mail: es_shibi_unei@nishinippon-np.jp